

高知県鉄道ネットワークあり方懇談会 規約（案）

（名称）

第1条 本会は、「高知県鉄道ネットワークあり方懇談会」（以下、「高知県懇談会」という。）と称する。

（目的）

第2条 「四国における鉄道ネットワークのあり方に関する懇談会Ⅱ」を踏まえ、県内の公共交通の関係者間による鉄道ネットワークの活性化策など、必要な事項を協議して実行することを目的とする。

（構成メンバー）

第3条 高知県懇談会のメンバーは、別表に定める団体及び機関とし、会議への出席についてはその都度調整するものとする。

（運営）

第4条 高知県懇談会には、会長1名を置く。

- 2 会長は、高知県知事とする。
- 3 会長は、高知県懇談会を代表し、会議を招集し、議事進行を行う。
- 4 会長が出席できない場合は、高知県副知事が会長の職務を代理する。
- 5 必要がある場合は、メンバー以外の者から意見を求めることができる。

（実務者等の検討会）

第5条 高知県懇談会には、鉄道ネットワークの活性化策の実務者等で構成するワーキンググループを設置する。

- 2 ワーキンググループでの検討内容は、高知県懇談会に事務局が報告する。

（事務局）

第6条 事務局を高知県中山間振興・交通部交通運輸政策課に置く。

（その他）

第7条 本規約に定めるほか、必要な事項は高知県懇談会で決定する。

附 則

この規約は、平成31年 月 日から施行する。

高知県鉄道ネットワークあり方懇談会構成メンバー

1 高知県懇談会

高知県
公益財団法人高知県観光コンベンション協会
四国旅客鉄道株式会社
土佐くろしお鉄道株式会社
とさでん交通株式会社
高知市
安芸市
四万十市
大豊町
四万十町

2 ワーキンググループ

高知県（中山間振興・交通部、観光振興部）
公益財団法人高知県観光コンベンション協会
四国旅客鉄道株式会社
土佐くろしお鉄道株式会社
とさでん交通株式会社
高知市
安芸市
大豊町
四万十市
四万十町

3 オブザーバー

国土交通省四国運輸局
